



男女共同参画推進センターにおける支援制度 【保育支援制度】

概要

緊急かつやむを得ず、通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用した際の利用費の一部補助を行っています。

支援内容

- ・ベビーシッター利用料金
 - ・一時保育利用料金
 - ・病児・病後児保育料金 について
- 1回の利用につき、「1,200円」を補助します。

※同一世帯は以下の上限が定められています。

- ・1ヶ月に4回（4,800円）
- ・年間36,000円

※予算の都合によっては、年度途中で支援が中止する可能性もあります。

利用対象者

- ・本学の教職員（非常勤職員含む ※ただし、社会保険加入者）
- ・土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者

対象年齢

0歳から中学校就学前までの乳幼児・児童

対象となる保育サービス

- ・事業者の提供するサービス
- ※個人間の契約に基づくものは対象外
- ・1回の利用負担額が1,200円以上のサービス
- ※1,200円未満のサービスは対象外

〈問い合わせ先〉

男女共同参画推進センター



〔TEL〕 099-285-3012（内線3012）

〔E-mail〕 gender@kuas.kagoshima-u.ac.jp

申請方法

利用翌月期限までに、1ヶ月分まとめてご提出ください。



男女共同参画推進センター
《提出先》人事課男女共同参画企画係

【さつつん保育園・さくらっ子保育園利用の場合】
利用月の3ヶ月後の期限までに、「鹿児島大学保育支援制度利用補助請求書」に記載されている書類以外に、以下もご提出ください。
提出書類：①保育支援制度利用補助請求書
②通帳の保育料引き落としが分かる箇所の写し
③請求明細書

提出期限：別紙
※必着

